

○デジタル庁告示第三号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十三条第三項  
第二号の規定に基づき、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）  
第十六条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金ですることができると指定した  
ので、告示する。

令和三年九月一日

内閣総理大臣 菅 義偉

東京都千代田区紀尾井町一番三号 デジタル庁